北播人権擁護委員協議会	加東市	神戸地方法務局社支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
［略］		

社人権擁護委員協議会	［同上］
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省令第七号

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

法務大臣　上川　陽子

債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成十一年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（許可申請書の添付書類） **第三条**　［略］ ［一～四　略］ ［号を削る。］ 五～七　［略］ （変更の届出等） **第四条**　［略］ ［一～三　略］ ２　債権回収会社は、法第七条第一項に規定する届出をしようとするときは、別紙様式第四号により作成した変更等届出書に、第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して、法務大臣に提出しなければならない。 （合併及び分割の認可申請） **第六条**　［略］ ［一～三　略］ 四　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　合併会社の代表取締役又は代表執行役（以下「代表取締役等」という。）となる者が別紙様式第八号により作成した法第五条各号に該当しないことを誓約する書面	（許可申請書の添付書類） **第三条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　許可申請書に押された代表取締役又は代表執行役（以下「代表取締役等」という。）の印鑑の証明書 六～八　［同上］ （変更の届出等） **第四条**　［同上］ ［一～三　同上］ ２　債権回収会社は、法第七条第一項に規定する届出をしようとするときは、別紙様式第四号により作成した変更等届出書に、前条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して、法務大臣に提出しなければならない。 （合併及び分割の認可申請） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　合併会社の代表取締役等となる者が別紙様式第八号により作成した法第五条各号に該当しないことを誓約する書面